



正三尺玉花火

改善命令に従わず、
火災発生！死者1名！
告発して起訴、所有者と
法人に罰金命令！

蒲郡市消防本部
稲吉崇浩

蒲郡市について

当市は、愛知県の南東部、渥美半島と知多半島に囲まれた三河湾に面して位置し、温暖な気候で育つ「蒲郡みかん」や、消防用ロープをはじめとした製綱業が盛んであり、市内4カ所からなる温泉郷には県内外から多くの観光客が訪れています。夏に行われる蒲郡まつりの納涼花火大会では「正三尺玉花火」が有名で、玉の直径は90cm、開いた時の直径は650mに及びます。海上の台船から打ち上げられる太平洋岸最大級の花火を、是非ご覧になっていただきたいと思います。

蒲郡市消防本部の概要

当消防本部は、1本部、1署、2出張所、職員数112名体制(平均年齢35.1歳)で組織され、予防課は、予防課長以下、予防係3名、危険物係3名の計7名で構成されています。予防係は、一般予防、建築同意、査察、違反処理等の予防に関わる業務を3名で受け持っており、市内にある約3,000の防火対象物や約310の危険物施設について、予防課及び消防署の警防職員が規模や用途で分類した規定に基づいて査察を行っています。消防署に予防係はありませんので、重大違反を覚知した際はすべて予防課で対応して

います。

当市の火災予防査察規程は2014年4月1日に、違反処理規程は2017年4月1日にそれぞれ施行され、現在はその規定に基づいて運用しているところです。違反対象物公表制度につきましては、2018年の3月に条例改正し、2020年4月1日からスタートします。

事例概要

今回紹介させていただくのは、「月刊フェスク」2015年8月号の違反是正で紹介した事例の防火対象物の続編となります。自動火災報知設備の維持義務があるのにも関わらず、受信機が故障して電源が入っていない状態が続いていました。再三にわたる指導の後に、整備をするよう命令をしたのですが今回の事例では全く従わず、履行期限から約2カ月が過ぎた頃に、建物内で火災が発生して1名の方（利用者）の尊い命が失われました。その後、命令違反に対する告発をして略式起訴となり、所有者と法人に対してそれぞれに罰金10万円の略式命令が下された事例です。

建物概要

用 途	本館	複合用途（飲食店、老人デイサービスセンター、ホテル、倉庫）
	別館	複合用途（劇場、寄宿舎）
構 造	本館	鉄筋コンクリート造 5階建て（耐火構造）
	別館	鉄骨造 平屋建て（準耐火構造）
延床面積	本館	約1,930㎡
	別館	約850㎡
設置義務のある消防用設備等	本館	消火器、自動火災報知設備、消防機関へ通報する火災報知設備、非常警報設備、避難器具、誘導灯
	別館	消火器、自動火災報知設備、非常警報設備、誘導灯

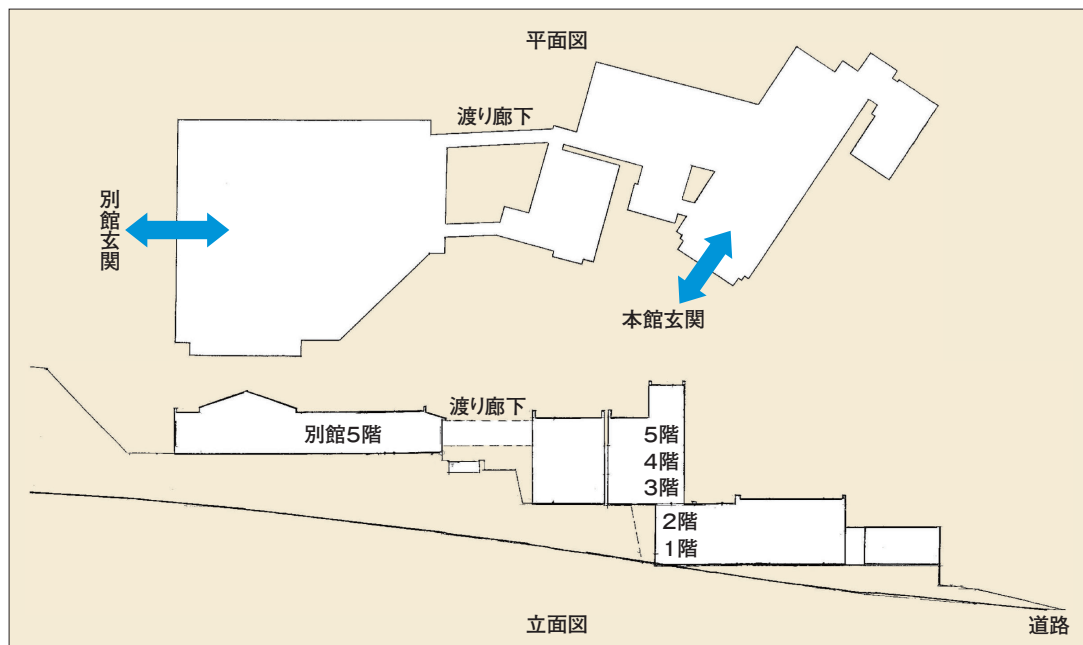
この事例の防火対象物は、冒頭に紹介した市内に4つある温泉郷の中の建物で、当時は温泉旅館として建築された建物です。数年前に廃業



建物外観（南東側）

となった当該建築物を今の所有者が購入しました。この建物は、傾斜地に鉄筋コンクリート造5階建ての本館と鉄骨造平屋建ての別館が建てられており、本館の5階と別館が渡り廊下でつながっています。本館の1階を飲食店、2階を老人デイサービス、3階・4階・5階をホテルとして使っており、別館は、演劇場と従業員の宿泊室として使用しています。

各用途についてももう少し詳しく説明しますと、本館の1階の飲食店は、旅館のロビーラウンジの喫茶部分を利用して営業をしています。2階は、旅館の大広間として使っていた部分を老人デイサービスとして使っています。3階・4階・5階は、2014年4月に旅館業の許可を取りホテルとして使用しています。実際に許可をとっている部分は本館の4階と5階と別館の一部ですが、所有者への任意の質問により、3階も同様に使っているとのことでホテルとして取り扱っています。利用者の中には、日中は2階の老人デイサービスを利用して、夜になると3階・4階・5階の部屋に宿泊する方もいます。この部分は、有料老人ホーム若しくは老人デイサービスセンターとも考えられるのですが、福祉部局からは、旅館業を営んでいること及びホテル部分で介護を行っていないという理由で、有料老人ホームではないという回答を得ていることを鑑みて、当該部分の用途はホテルとして取り扱いました。別館は、大広間のステージを利用して大衆演劇を行っています。全体図を参照してください。



全体図

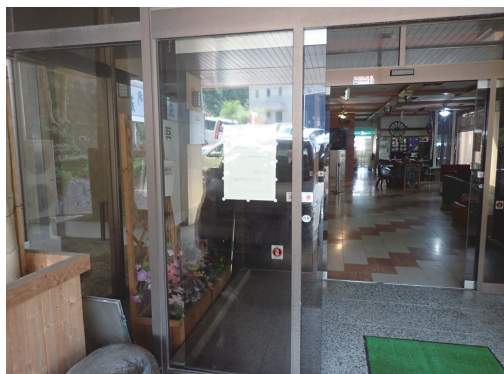
自動火災報知設備の設置状況に関しては、本館の1階の事務室にある受信機1基で、本館と別館のすべてを警戒するように設置されています。

の際はすぐに設備事業者により是正されていますが、当消防本部としては、この所有者は違反を繰り返す可能性がある者と注意していました。告発に至った査察の経緯は下記のとおりです。

査察の経緯

この所有者に対する違反処理は、前述のとおり今回で2回目であり、前は2014年3月1日に、消防計画の未作成や同じく自動火災報知設備の電源遮断等で警告書を交付しています。そ

2017年	
8月29日	立入検査を実施(自火報(本館)の電源遮断を覚知)
9月15日	立入検査結果通知書を交付
12月15日	勧告書を交付



公示(本館入口)



公示(別館入口)

2018年	
1月29日	警告書を交付（履行期限：2018年3月29日）
7月3日	弁明の機会付与通知書を交付（提出期限：2018年7月13日）
7月13日	弁明書の提出なし
8月7日	命令書を交付（履行期限：2018年10月9日）
10月23日	催告書を交付
12月18日	火災発生。本館5階より出火。死者1名
2019年	
1月9日	蒲郡警察署長宛に告発状を提出
7月12日	愛知県警察本部の捜査に協力する。
7月19日	自動火災報知設備の受信機取替えの着工届が提出される。
8月20日	名古屋地方検察庁豊橋支部へ書類送検される。
8月26日	自動火災報知設備の設置届が提出される。
9月3日	消防検査（異常なし）標識の撤去
9月6日	命令解除通知書を交付
11月25日	略式起訴
12月5日	略式命令（所有者、法人それぞれに罰金10万円）

査察の概要

2017年8月29日の立入検査では下記の事項を指摘しました。

- ・防火管理者未選任
- ・消防計画未作成
- ・消防訓練未実施
- ・消防用設備等点検未報告
- ・自動火災報知設備の受信機の電源遮断
- ・消防機関へ通報する火災報知設備の電源遮断
- ・防火戸前、階段室、渡り廊下内の物品の除去
- ・感知器未警戒区域がある。
- ・誘導灯不点灯箇所がある。
- ・消火器の一部未設置
- ・カーテン防災性能を有するラベルなし

指摘事項の中でも、防火管理者未選任と自動

火災報知設備の電源遮断に関しては、当市の違反処理規程の警告移行基準の対象となる事項でした。防火管理者に関しては、すぐに届出が出されて改善されました。

2017年12月15日

通知書交付から3カ月が経過しましたが、自動火災報知設備の電源遮断に関する違反が改善されないため、予防査察規程により勧告書を交付しました。

2018年1月29日

勧告書交付から1カ月以内に改修計画報告書の届出がなかったため、違反処理規程により警告書を交付しました。未設置に対する履行期限については、立入検査標準マニュアルに示されている期間を基に違反処理を行っているのですが、維持管理の不備に対しての事例は初めてのことでしたので、履行期限をどの程度設ければよいのか当初はよくわかりませんでした。所有者が見積もりを依頼した設備事業者から、修理に要する期間を聴取したところ、故障しているのは受信機の基盤であり、設置されている受信機は古く生産終了となっているため、基盤を発注するのに2カ月かかるとのことでした。そこで、警告書、命令書共に履行期限を2カ月と設定しました（履行期限：2018年3月29日）。

2018年7月3日

弁明の機会付与通知書を交付しました。弁明の機会は、法第17条の4の命令については、行政手続法第13条第2項第3号が適用となることから不要と考えていましたが、消防大学校査察マネジメントコースの講義の中でアドバイザーの方から、「命令をする際の弁明の機会の付与は、行政手続法において不要となる場合においても、機会を付与したほうが良い」とのアドバイスがあったということでしたので、課内で検討して弁明の機会を付与することにしました。当市の法務を担当する課にも、可能かどうか確認したところ、付与することは可能であるとの回答でした。交付時に所有者は、「是非提出させてもらいます」と言っていたのですが、結局提出されることはありませんでした。なお、提出期限は交付



受信機（立入検査時）

より10日間と設定しました。

2018年8月7日

現地に出向し、自動火災報知設備の受信機の電源が入っていない事実と質問による「受信機は整備していない」との証言を確認した後に、命令書の交付と2カ所の出入り口に標識を貼りました。

※命令の内容について

命令事項は、「2018年10月9日までに、自動火災報知設備を有効に作動することができるように受信機を整備すること」としました。

2018年10月15日

命令の履行期限が過ぎたため、現地に受信機の状態の確認に行きました。事前に連絡した際に電話で現状を確認すると、「自動火災報知設備は何もしていない」と証言しました。現地調査を行ったところ所有者の証言のとおり、受信機には電源が入っていない状態のままでした。この時点で、法第17条の4第1項違反が成立しました。履行期限後すぐに確認に行くべきでしたが、所有者と連絡が取れず履行期限の6日後となりました。

2018年10月23日

違反処理規程により、命令の履行期限が経過した後、1カ月以内に催告書を行うこととなっているため、来庁要請して予防課の窓口で直接所有者本人に交付しました。

命令違反後の措置の検討（火災発生前）

当該事案は重大な違反であり、かつ所有者は違反を繰り返しているため、是正するまで肅々と進めていく方針でした。そこで、命令違反後の措置として考えたのが、告発と防火対象物の使用の禁止等に関する命令の2つでした。告発は、命令違反をした者に対して処罰を求める意思表示であり、使用禁止命令等は防火対象物の使用そのものを制約するものです。したがって、この2つは全く別のものなので、告発をせずに使用禁止命令等を発することも可能であるし、2つを同時に行うことも可能です。検討した結果、当該防火対象物は、ホテル部分で日常的に生活をしている方もいるため、使用禁止命令等をする場合は極めて慎重に行う必要があると考え、まずは刑事告発を優先して行うことにしました。

告発の経緯

2018年5月

告発状の提出先を確認したところ、管轄する蒲郡警察署の生活安全課でした。同課からはこの時に「違反が是正されずに告発が具体的になってきたら、内容の説明等を含めた事前の相談をしていただければ良いです」とのアドバイスをいただきました。

2018年8月20日

命令書交付後に、蒲郡警察署の生活安全課の担当者の方に建物の状況を説明に行きました。必要書類を確認したところ、「告発状には、過去からの書類（コピー）の添付が必要で写真のところは現像したものを貼ってください」とのことでした。

2018年11月30日

告発状の書類を事前に確認してもらうために、告発状（案）と過去からの指導記録の一式を事前提出しました。この時に、告発状に関しては、蒲都市に顧問弁護士がいるなら一度内容を相談した方が良いとのアドバイスをいただきました。

2018年12月14日

市の顧問弁護士のところに相談に伺いました。担当者の方から、「告発状については、特に問題

ありません。提出先の機関(警察・検察)と話し
て細かい修正をしてもらえば良いです」との意見
をいただきました。

2018年12月18日

本館5階501号室より火災発生、死者1名。

ここで、改めて今後の措置について検討しま
した。検討の結果、すでに準備を進めてきてい
る告発をまず先に行うことにしました。

2019年1月9日

告発状が受理されました。

2019年7月12日

警察本部の捜査(ガサ入れ)に協力しました。
警察本部の捜査員が先に捜査を行い、それが終
了した後に消防が現場に出向して、自動火災報
知設備についての捜査に協力する段取りでした
ので、依頼の電話が入るまで消防本部で待機を
していました。現場で消防が協力したことは、
命令内容不履行の立証でした。

自動火災報知設備のことをよく知らない警察
本部の捜査員にもわかるように、動作の前に説
明をしてから一つひとつ確認していきました。は
じめに受信機の状態を確認しました。盤面を見
て、交流電源等のランプが点灯していない事実
を確認しました。次に受信機の盤面を開けて中
の状態を確認しました。まず、受信機の主電源
を確認すると、主電源はOFFになっていました。

次に、非常電源のコネクターを確認しました。
コネクターは接続されていませんでした。さら
に、分電盤の所に行き、自動火災報知設備の専

用回線の開閉器を確認したところ、開閉器はON
になっていました。分電盤の中には誘導灯の専
用回線の開閉器もありましたので、分電盤の通
電の確認をしました。誘導灯の開閉器をON・
OFFと操作すると、消灯・点灯と切り替わりま
したので、分電盤に電気が通電している事実が
確認できました。

その後、受信機に戻り盤面の中の主電源を
ONにしましたが、反応はありませんでした。最
後に、非常電源のバッテリーのコネクターを接続
したところ、交流電源のランプの点滅と故障の
ランプの点灯を確認しました。

分電盤の専用回線と受信機の主電源がONに
なっているにも関わらず、受信機のランプが点灯
しないことと、非常電源を接続すると交流電源
と故障のランプが点滅・点灯することから、受
信機は整備をする必要があり、命令の内容が履
行されていないという事実を立証できました。

2019年8月20日

名古屋地方検察庁豊橋支部へ書類送検され
ました。

2019年11月25日

豊橋区検察庁で略式起訴されました。

2019年12月5日

豊橋簡易裁判所において、所有者と法人のそ
れぞれに罰金10万円の略式命令が下されました。

2019年12月24日

担当検察官から上記命令が確定した旨の通知
を受けました。



自動火災報知設備専用回線



受信機(非常電源接続検査時)

2020年1月6日

蒲郡警察署の担当者の方から、罰金納付の連絡を受け告発事案が完結しました。

弁護士相談事業と市の顧問弁護士の活用

総務省消防庁による弁護士相談事業を活用させていただきながら、当市の顧問弁護士にも相談をしながら進めていきました。その理由としては、審査請求や処分の取り消しの訴え先が蒲郡市となるため、命令書の交付以降は当市の顧問弁護士の意見も参考にしたかったからです。

告発状の書き方と提出した添付資料について

告発状は、「予防技術検定のための消防予防概論第2巻防火査察」の告発状の作成例を参考に作成しました。警察本部から一部指摘された部分もありましたが、市の顧問弁護士の方に確認していただいた際には、「問題ない」との回答をいただきました。予防技術検定のための消防予防概論第2巻防火査察は、違反処理を進める中で大変心強いテキストであることを再認識しました。

添付した資料については、これまでに交付・作成してきた文書一式(コピーしたもの)と建物の求積図と火災報告書の写し、建物で必要となる消防用設備等の設置基準がわかるものだけです。求積図はありませんでしたが、法務局から登記図面をもらい、それを基にCADで作成しました。



命令違反確定

基本的には、命令書を交付する際に作成してある文章でしたので、困難なことはありませんでした。

担当検察官からの質問

所有者は是正できない理由の一つとして金銭面のことを訴えていました。そこで、毎年総務省消防庁から情報提供していただいている「消防用設備等の設置に係る金融上の措置について」を活用して指導をしました。このことについて、検察官から、「被疑者が、消防と金融機関がグルになっていると言っているのですが、本当にそういうものがあるのですか？ 説明してもらってもよいですか」との質問がありました。この件に関しては、資料を提供することで理解していただきました。

プレスリリース

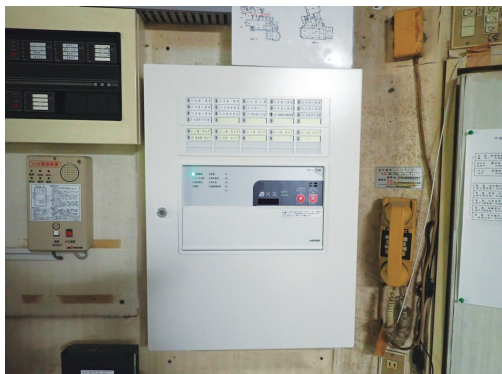
告発状が受理された時に、プレスリリースすることを検討し警察本部に相談したところ、現段階で行うと捜査の支障になるとのことでしたので、受理時には行いませんでした。

プレスリリースは、起訴された時に行いました。午前9時30分に市の広報担当課から各社に投げ込み、数分後には一斉に電話が鳴りました。そして、その2時間後のお昼のニュースで放送したテレビ局もありました。テレビのニュースでは3社が放送、新聞社は翌日の朝刊に4社が掲載しました。

是正

所有者には、立入検査(現地確認含む。)9回、文書による指導6回(立入検査通知書、勧告書、警告書、弁明の機会の付与通知書、命令書、催告書)、電話等による指導31回を行っても、金銭面を主な理由として全く改善が見られませんでした。火災により尊い人命が亡くなっても、告発したことを本人に伝えても全く改善しませんでした。是正に向かって動き始めたきっかけは警察本部の捜査でした。

捜査は、2019年7月12日の午前に実施された



受信機（消防検査時）

のですが、なんと、その日の午後に所有者は、夫婦で消防設備の会社に行き、整備の依頼をしたのです。そして、一週間後の7月19日には、自動火災報知設備の受信機を取り替える旨の着工届が提出されました。8月26日には設置届が提出され、9月3日に消防検査を実施、命令の内容が履行されていることを確認しました。

消防が行政指導や行政処分を積み重ねても全く是正されることがなかったのですが、捜査を契機に、即日では是正への動きがあったということで、告発の持つとても大きな力を、身をもって体験できました。

まとめ

当消防本部が違反処理に向かって動き出したのは、違反対象物の公表制度であることは言うまでもありません。公表の対象となる防火対象物は、屋内消火栓、スプリンクラー設備、自動火災報知設備の未設置としていますので、こちら

に意識が向きがちになってしまっていました。今回の事案を通じて公表の対象とならない重大違反についても、適切に対処する必要があることと、これらの違反は立入検査だけでなく消防用設備等の点検結果報告書において覚知することができるので、点検結果報告の重要性に改めて気づくことができました。

火災により尊い人命が犠牲となることは誠に遺憾であります。ましてや、改善命令をして、入り口には違反している建物である旨の標識が設置されている防火対象物において、人命が犠牲となったということは、耐えるに耐えられず言葉になりません。このようなことが二度と起こらないよう、今後も火災予防を一層推進するとともに、消防法令違反等の事実を確認した場合は、その是正に向け迅速、かつ、厳正に対処していく所存です。

おわりに

当消防本部において初の命令事案が初の告発事案となりました。全くノウハウのない消防本部がここまでやることができたのは、消防法や火災予防査察規程や違反処理規程に書かれていることを肅々と進めてきた結果だと考えています。また、こんな小さな消防本部でも肅々と進めていくことができたのは、消防大学校をはじめ、愛知県警察本部の皆様やたくさんの方々からのアドバイスや協力があったからこそであります。この場をお借りして感謝申し上げます。



命令解除通知書交付